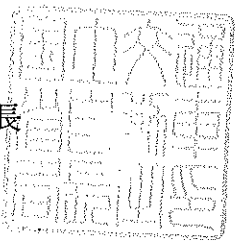




国自技第199号の3
平成27年3月31日

社団法人 日本建設業団体連合会会長 殿

国土交通省自動車局長



道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴う基準緩和車両の取扱い
について

標記について、別添のとおり、地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あてに通知した
ので、貴傘下団体あてに周知されたい。

国自技第199号

平成27年3月31日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿 } (単名各通)

国土交通省自動車局長

道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴う基準緩和車両の取扱い
について

道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。)第55条の規定による基準緩和の認定を受けている自動車について、道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令(平成27年3月31日国土交通省令第18号。以下「改正省令」という。)等の施行に伴う取扱いについて、下記のとおり定めたので遺漏なきよう取り扱われたい。

記

現に保安基準第55条の規定による基準緩和の認定を受けている自動車であつて、改正省令による改正後の保安基準第2条第1項、同第4条表中3号、同第4条の2第1項及び第3項の告示で定めるものに該当するものは、当該処分によらず運行することができる。

ただし、改正後の保安基準に該当しないものにあつては、基準の緩和により付与された保安上の制限を遵守しなければならない。

以上